

# 特定粉じん排出等作業の 届出及び規制について

〈2025年11月改定〉

大津市環境部環境政策課

## 目 次

はじめに	1
1. 事前調査について	1
2. 特定建築工事にかかる規制基準	1
3. 特定粉じん排出等作業の作業基準	2
4. 特定建築材料の除去の方法	2
5. 作業完了の報告について	2
6. 作業実施届出について	3
7. その他	4
届出書記入例	5
補足資料	
I 解体等工事に係る規制概要	7
II 事前調査について	7
III 作業基準について	8
IV 作業結果の報告等	11
V 今後の施行について	12

## はじめに

石綿を含む建築材料が使用された建築物その他工作物を解体・改造又は補修する場合、大気汚染防止法（以下「法」という）に基づき作業の届出や作業基準の遵守義務があります。

この手引きは、届出の方法や規制の内容について説明したものです。

### 1 事前調査について

建築物等を解体、改造、又は補修する作業を伴う建築工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者又は自主施工者は、その解体等工事が「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（「特定建築工事」）に該当するかどうか、すなわち工事を行う建築物等に「吹付け石綿及び石綿を含有する建築材料」が使用されているかどうかを調査しなければなりません。

調査は、設計図書その他の書面による確認、目視、その他環境省令で定める方法により行います。

調査が終了したら、調査に関する記録を作成して当該工事の終了後3年間保存し、また、元請業者は工事の発注者に調査結果を書面により説明し、その書面の写しも合わせて保存することとなっています。

以下のいずれかに該当する工事については、大津市への事前調査結果の報告が必要です。

- (1) 解体部分の床面積が80平米以上の建築物の解体工事
- (2) 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- (3) 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体又は改修工事

調査の結果については石綿の有無に関わらず、法第18条の15第5項に定められた項目を工事現場に掲示しなければなりません。42.0cm×29.7cm（A3用紙）以上の大きさで、公衆に見やすい位置に掲示することとなっています。また、調査に関する記録の写しを工事の現場に据え置くこととなっています。

### 2 特定建築工事にかかる規制基準

事前調査の結果、「特定工事」に該当する場合は、法による規制基準が適用されます。基準は建築材料の種類により異なります。

建築材料の種類	特定粉じん排出等作業 実施届出書の届出 (法第18条の17)	特定粉じん等排出作業 の作業基準の遵守 (法第18条の20)
吹付け石綿 ※ (レベル1)	○	○
石綿含有断熱材		
石綿含有保温材 (レベル2)	○	○
石綿含有耐火被覆材		
石綿含有成形板等		
石綿含有仕上塗材 (レベル3)	×	○

※ 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトを含む。

### 3 特定粉じん排出等作業の作業基準

すべての特定工事は作業基準を遵守しなければいけません。作業基準は法施行規則第16条の4で次のように定められています。

- ① 作業の開始前に作業計画を定め、これに基づき作業すること。(元請業者又は自主施工者)
  - ② 公衆の見やすい箇所に 42.0cm×29.7cm (A3用紙・縦横問わず) 以上の大きさで、規則で定める事項を記載した掲示板を設けること。(元請業者又は自主施工者)
  - ③ 作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存すること。(元請業者、自主施工者又は下請負人)
  - ④ 各下請負人が③で作成した記録により、作業が①の作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。(元請負業者)
  - ⑤ 作業の完了後(隔離を行った場合は隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。(元請業者又は自主施工者)
  - ⑥ その他、別表第7 (p 9~11) の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおり。
- ※作業計画書、掲示板等に記載する事項等、作業基準の詳細については p 8~11 に記載しています。

作業基準に違反した場合は罰則が適用されます。なお、作業基準の遵守義務は元請業者、自主施工者だけでなく下請負人にもあり、元請業者は下請負人が適切に作業を行えるよう、契約時の工事費用に関し配慮する事や、作業方法についての説明を行う等の義務があります。

### 4 特定建築材料の除去等の方法

#### ① 建築物等からの除去

- (1)当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- (2)除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを取り付けた集じん・排気装置を使用する方法
- (3)(2)に準ずる方法として環境省令で定める方法(グローブバッグ工法等。詳細については環境省のマニュアル等を参照してください)

#### ② 囲い込み又は封じ込め (改造又は補修する場合に限る)

レベル1の囲い込み・封じ込め、及びレベル2の囲い込み(切断、破碎等を伴うものに限る)を行う場合は隔離を行い、集じん・排気装置を使用する。

これらの方に違反した場合は、罰則が適用されます。建築物等が倒壊するおそれがある場合、あるいは上記の方法で行うことが技術上著しく困難な場合には罰則の対象になりませんが、これらに該当するかは届出書に記載する理由により、市が判断します。

### 5 特定粉じん排出等作業実施届出について

建築物及び工作物の吹付け石綿(レベル1)及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(レベル2)を除去、改造又は補修する作業の施工にあたっては、大気汚染防止法に基づく届出が必要です。

届出は規則様式第3の4で行います。p 5、6の記入例を参考にしてください。

#### 届出者

届出する者は、特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者又は自主施工者です。

#### 提出期限

届出は、特定粉じん排出等作業の開始の中14日前までに行う必要があります。作業開始とは、足場の設置等、準備作業の開始を含みます。

ただし、災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合は、「速やかに」届け出

ることになっています。

#### 届出部数

正本とその写しの計2部を提出してください。副本は受付印を押して返却します。

#### 添付書類

届出書に、次に掲げる図面及び書類を添付してください。

##### ①図面類

- ・特定粉じん排出等作業を行う場所の周辺地図（所在地がわかるもの）
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の全体配置図  
(周知掲示板、調査結果掲示板及び廃棄物保管場所を示したもの)
- ・特定粉じん等排出作業の対象となる建築物の部分の見取図  
(平面図、断面図にて主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること)
- ・隔離を行う場合の作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図  
(主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること)

##### ②作業内容が分かる書類

- ・工事工程表（特定工事の工程を明示したもの）
- ・施工要領（施工方法、除去フロー）
- ・各種計算書（施工面積、負圧集じん装置の必要台数、使用薬剤使用量の積算根拠等）
- ・管理体制組織図（発注者、元請業者、下請業者、石綿濃度測定業者、収集運搬業者、最終処分先と連絡先等が分かる組織図）

##### ③石綿濃度の測定計画※（測定位置、回数等を記載）位置については①の見取り図等に記載があれば不要

##### ④参考資料

- ・事前調査結果の写し
- ・周知看板、調査結果の表示板の写し (A4 サイズ)
- ・使用機器、使用材料の一覧表（負圧集じん装置、エアーシャワー等の機材、薬剤、養生シート、看板等）  
及びこれらのカタログ類（あれば）
- ・その他

#### ※石綿濃度測定について

環境省通知（令和2年11月30日水大大発第2011301号）には、作業場の隔離を解く前に「大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認」する一環として作業場所での総繊維数濃度の測定が記載されていますが、環境配慮の観点から、作業場所以外にも周辺での測定が重要と考えられます。

周辺石綿濃度の測定にあたっては、除去作業中に1回以上、集じん・排気装置出口、前室の入り口、作業場の外周または敷地境界で効果的に実施することとし、除去作業前・後においても敷地境界の濃度測定を実施することが望ましいと考えられます。

## 6 特定粉じん排出等作業の結果の報告等について

元請業者は作業が完了したときに、結果を書面で発注者に報告するとともに作業に関する記録を作成し、報告の写しと共に3年間保存してください。

※記載する事項等についてはp11を参照してください。

なお、市へも作業完了報告書を提出してください。様式は特に定めませんが、作業前後及び作業の様子がわかる写真、作業に関する記録の写し、石綿濃度測定結果（写しで可）、マニュフェストの写し等をつけて下さい。また、除去等作業完了後引き続き建物の解体を行う工事で、解体作業の開始までに報告書を提出できない場合は、特定粉じん排出等作業が完了した時点でその旨を市まで連絡するようにしてください。

## 7 その他

石綿については大気汚染防止法だけでなく、その他の法令による規制もあります。特に石綿障害予防規則では解体等の工事を行う際に大気汚染防止法と同様の規制があるので、確認しておいてください。

大津市内での石綿に関する届出等の問合せ先は以下のとおりです。

大気汚染防止法に関すること	大津市環境政策課	電話 077-528-2735
労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に関すること	大津労働基準監督署	電話 077-522-6641
廃棄物処理法に関すること	大津市産業廃棄物対策課	電話 077-528-2062
建設リサイクル法に関すること	大津市建築指導課	電話 077-528-2774

記入例  
様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

2025年 11月 1日

(あて先)

大津市長

届出者 住所 大津市○○町□番△号  
氏名 株式会社 □□  
代表取締役 ○△ □○  
(電話 077-○△□-○△□○)

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	大津市○○町△番□号 (特定工事の名称) ○○ビル解体工事		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	大津市△△一丁目○番□号 株式会社○○建設 代表取締役 △△ □□		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則第7 1の項 建築物の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 1 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2021年 6月 17日 至 2021年 6月 30日	※ 整理番号 ※ 受理年月日	年 月 日
特定建築材料の種類	吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	250.15 m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要  建築物（耐火・準耐火・その他）延べ面積 1,251.25 m <sup>2</sup> (3階建) その他工作物	※ 備考	
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所  大津市△△一丁目○番□号 株式会社○○建設 □□ ○△ 電話番号 077-○○○-△△△△		
	下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所  大津市□□二丁目△番○号 ○△株式会社 ○△ □□ 電話番号 077-△△△-○○○○		

- 備考
- 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。  
見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 別紙

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集 じ ん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	負圧除じん機・○○型・2台
	排気能力 (m³/min)	55 m³/min (1時間当たり換気回数 4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	HEPA フィルター 0.3 μm 以上粒子にて 99.97% 以上捕集
使用する資材及びその種類		別紙のとおり
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		別紙のとおり

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 補足資料

### I 事前調査について（法第18条の15）

事前調査は元請業者又は自主施工者が行います。発注者は請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担すること等、必要な措置を講ずることにより調査に協力しなければなりません。（法第18条の15第2項）

事前調査の対象になるのは「すべての解体等工事」です。該当しないものについては環境省のマニュアル等を参照してください。なお、石綿障害予防規則に基づく事前調査と兼ねることは差し支えありません。

#### ① 事前調査の方法（法第18条の15第1項）

- ・ 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査

なお、「目視による調査」とは対象の建築物等において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいい、構造上解体等工事に着手する前に目視することができない箇所がある場合は目視が可能となった時点での調査を行なっています。（令和2年11月30日環境省通知）

- ・ 書面、目視で明らかにならなかった場合は分析による調査を行うこと。ただし特定工事に該当するものとみなして必要な措置を行う場合は、分析を行う必要はありません。（規則第16条の5第2項）

- ・ 平成18年9月1日以降に設置工事に着手された建築物及び施設の設備（配管を含む）については、工事の対象となる部分が以下のとおりであることが設計図書等から明らかな場合、その後の書面、目視による調査は不要です。

建築物等：設置工事に着手した日が平成18年9月1日以降

非鉄金属製造業の用に供する施設の設備のガスケット：平成19年10月1日以後に設置

鉄鋼業の用に供する施設の設備のガスケット、グランドパッキン：平成21年4月1日以後に設置

化学工業の用に供する施設の設備のグランドパッキン：平成23年3月1日以後に設置

化学工業の用に供する施設の設備のガスケット：平成24年3月1日以後に設置

#### ② 発注者へ説明を行う書面に記載する事項（法第18条の15第1項及び規則第16条の7）

(1) 調査の結果

(2) 調査を終了した年月日

(3) 調査の方法

(4) 特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積

(5) 特定粉じん排出等作業の種類

(6) 特定粉じん排出等作業の実施の期間

(7) 特定粉じん排出等作業の方法

(8) 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

(9) 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(10) 作業の方法が法第18条の19号各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

(11) 建築物等の概要、配置図及び付近の状況

(12) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※(1)～(3)の項目は石綿の有無にかかわらず、(4)～(9)は石綿の使用がある場合に、使用されている石綿がレベル1、レベル2の場合はこれらに加えて(10)～(12)も記載すること。

#### ③ 事前調査に関する記録に記載する事項（法第18条の15第3項・第4項、規則第16条の8）

(1) 調査を終了した年月日

(2) 調査の方法

(3) 発注者の氏名又は名称及び住所

(4) 解体等工事の場所

(5) 解体等工事の名称及び概要

- (6) 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
- (7) 解体等工事に係る建築物等の概要
- (8) 改造・補修を伴う工事の場合は作業の対象となる建築物等の部分
- (9) 分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関等の名称
- (10) 特定建築材料に該当するか否か、及びその根拠

※工事対象が平成18年9月1日以降に設置工事に着手された建築物及び施設の設備である場合は、(7)～(9)の記載は不要です。

作成した記録は工事終了後3年間保存すること。(法第18条の15第5項)

また、工事現場に掲示する事項は以下のとおり。(規則第16条の10)

- (1) 調査の結果
  - (2) 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 調査を終了した年月日
  - (4) 調査の方法
- 解体等工事が特定工事に該当する場合は(1)～(4)に加えて、
- (5) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

## II 作業基準について (法第18条の14)

### ① 作業計画書に記載する事項 (規則第16条の4第1項)

- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・規則第10条の4第2項各号に掲げる事項
  - (1) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - (2) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - (3) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - (4) 下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

### ② 工事周知の掲示板に記載する事項 (規則第16条の4第2項)

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当するときは、法に基づく届出を行った年月日及び届出先
- ・規則第10条の4第2項各号に掲げる事項 (上記①(1)～(4))

### ③ 集じん・廃止装置を使用する作業の場合、実施状況の記録には別表第7第1欄ハ、ニ、ヘ、トの集じん機の稼動確認等の記録を含む (規則第16条の4第3項)

### ④ 除去等が完了したことの目視による確認は「必要な知識を有する者」が行うこと。ただし解体工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行うものを除く)は、建築物等を改造又は補修する作業であって、排出又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができます。(規則第16条の4第5項)

ここでいう「必要な知識を有する者」とは、「必要な知識を有する者として環境大臣が定める者」(令和5年10月から施行される「事前調査を行わせる者」)若しくは当該工事現場における石綿作業主任者です。

規則別表第7

1	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（「建築物等」）を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に隨時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p>

		<p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み等若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

### Ⅲ 作業結果の報告等

①元請業者が発注者に対して行う報告は、次に掲げる事項について行います。（規則第16条の16）

- (1) 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- (2) 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- (3) 規則第16条の4第5号に規定する確認（除去等が完了したことの目視による確認：p9④）を行った者の氏名及び当該者が「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」に該当することを明らかにする事項

②作業に関する記録は次の事項について作成し、上記の報告の写しとともに特定工事が終了した日から3年間保存します。

(1)規則 第10条の4第2項第3号及び第4号並びに規則第16条の4第1号イからハまでに掲げる事項

- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類

(2) 特定粉じん排出等作業を実施した期間

(3) 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）

- ・規則第16条の4第5号に規定する確認（①の(3)と同じ）をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名
- ・隔離・集じん排気装置を用いる方法を行ったときは、集じん・排気装置の稼動確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

③自主施工者は、②の事項について記録を作成し、規則第16条の4第5号に規定する確認（①の(3)と同じ）を行った者が「必要な知識を有する者」に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行った場合を除く。）とともに、特定工事が終了した日から3年間保存します。

#### 問い合わせ先

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp